

市税催告書の使用期限の表記誤りについて

令和2年2月14日
郡山市税務部
収納課
担当：石井 章浩
TEL：924-2101

令和2年2月12日に発送した市税催告書（12,675通）の、納付書兼領収済通知書の使用期限について、表記に誤りがあることが判明しましたので報告します。

- 1 該当箇所 納付期限を過ぎた納付書について、使用できない旨を記載したところ、日付に誤りがありました。
（正）この納付書は、令和2年2月22日以降は使用できません。
（誤）この納付書は、令和元年2月22日以降は使用できません。
- 2 原因 催告書を作成する際、年月日のうち月日のチェックは行ったものの、年については正しいものと思込み、十分に内容確認を行わず、誤ったまま作成、発送しました。
- 3 判明の経緯 発送翌日の2月13日に市内の金融機関より指摘を受け、誤りが判明しました。
- 4 対応 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し、表記に誤りがあったこと及び金融機関、及び郡山市納付窓口においては納付期限である令和2年2月21日までは納付可能であることを周知しました。
対象者に対し、準備が整い次第、文書郵送により周知します。
- 5 再発防止策 該当箇所については表記の見直しを行うとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

参考 催告書 (写)

至急納付してください！！

令和 2年 2月12日

催告書

あなたの市税（国民健康保険税を除く。右の明細のとおり。）について、既に督促等を行いました。いまだに完納となっております。

つきましては、この催告書を持参し 期限までに納付してください。

なお、期限までに完納できない場合は必ず納税相談を受けてください。

1 - 01 / 01

お問合せ番号

○お問合せ先

郡山市税務部収納課（郡山市役所西庁舎2階）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2101

期限 令和 2年 2月21日 期日厳守

納付場所については裏面を御覧ください。

この催告書は 令和 2年 1月16日 現在で作成されており、その後完納された方、既に納税計画を提出済みで、現在計画どおり納付されている方は、行き違いですので御了承ください。



郡山市 納付書兼領収済通知書

催告書(収納課)



郡山市
納付書(発行)

催告書
(収納課)



郡山市 納付書
催告書(収納課)

この納付書ではコンビニエンスストアで支払うことは出来ません。

※この納付書は、令和元年2月22日以降は使用できません。

A T Mでのお取扱いはできません。

該当箇所